

IX 技能証明等申請の受理 に関する事務処理

技能証明等申請の受理に関する事務処理

技能証明等申請の受理に関する事務処理

申請書、学科試験受験申込書及び実地試験受験申込書を受理したときは、次の手続きにより処理する。

申請書に受理印を押すとともに、学科試験受験申込書及び実地試験受験申込書に貼付されている収入印紙を受理印を用いて消印する。

X 学科試験

学科試験

1. 学科試験の実施体制

- (1) 学科試験は、首席航空従事者試験官の統括のもとに本省と地方航空局が協力して実施する。
- (2) 学科試験問題は、本省及び地方航空局で作成する。
- (3) 学科試験を実施するための試験場の設営等の準備は CBT 化した資格(科目)については請負事業者が行い、CBT 化していない資格(科目)については本省主体で行う。
- (4) 学科試験の立会いは、CBT 化した資格(科目)については請負事業者の会場監督官が行い、CBT 化していない資格(科目)については原則として航空従事者試験官を主に関係者の協力を得て行う。

2. 学科試験の期日場所等

学科試験は、原則として年6回実施するものとし、実施にあたってはその都度、HP等で公表する。

実施時期	実施場所	実施資格等
5月期又6月期 9月期 11月期 1月期	CBT 事業者にて予約可能な会場	CBT 化した全資格 ※CBT 化しない資格(科目) については、下記参照
7月期 及び 3月期	CBT 事業者にて予約可能な会場 および 東京	CBT 化した全資格 ※CBT 化しない資格(科目) については、下記参照 および CBT 化しない資格(科目)

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、当面の間、以下の各実施時期における実施資格（科目）等について、(1)、(2)、(3)及び(4)のとおり実施するものとする。

- (1) 実施期日、時間については、日本語による学科試験期間内の 1 日とする。
- (2) 実施場所については、東京会場に限定して実施する。
- (3) CBT 化しない資格（科目）の受験を希望する場合は、東京・大阪航空局への学科試験申請とは別に、「CBT 化しない資格（科目）試験実施依頼書」を試験実施予定日の約 2 か月前までに航空局（霞ヶ関）へ提出すること。
- (4) CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及び CBT 事業者等の HP において当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

・ 7 月期及び 3 月期

定期運送用操縦士（飛行船）

事業用操縦士（滑空機）（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

事業用操縦士（飛行船）

自家用操縦士（滑空機）（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

自家用操縦士（飛行船）

一等航空士

二等航空士

航空機関士

操縦教育証明（外切において 操縦教育一般 を英文受験する場合に限る）

運航管理者（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

一等航空整備士（飛行機、回転翼航空機）（機体、タービン発動機、電子装備品を英文受験する場合に限る）

二等航空整備士（飛行船）

二等航空運航整備士（飛行船）

航空工場整備士（ピストン発動機関係・プロペラ関係）

3. 学科試験の実施

(1) 受験申請受理通知書の作成、送付

地方航空局は、「受験申請受理通知書」を作成し、試験期間開始日の約 3 日前に受験者に発送する。

(2) 受験者の心得

受験申請受理通知書に記載する受験者の心得は次のとおりとする。

(ア) 初めて学科試験を受験する者、初回受験時に 1 回の試験期において全科目について『 CBT 受験科目の予約』（以下科目予約）・『主催団体へ受験資格の申請（航空法施行規則第 19 号様式による申請）』（以下申請）・『会場での受験』（以下受験）をしなかった者及び受験したが全科目について合格点を得られなかった者は、必ず 1 回の試験期において全科目について科目予約・申請・受験をして下さい。その際、全科目について受験をしなかった場合は、科目合格の扱いはできませんので不合格となります。

(イ) 受験者は、CBT 事業者の運用に従って試験開始までに受付等の必要な手続きを行ってください。

(ロ) 途中退室及び試験時間内での試験終了する場合等については、CBT 事業者の運用に従ってください。CBT 化しない資格（科目）試験は、CBT 事業者と同様の取り扱いとします。

(エ) 次の行為は、退場又は処分されることがあります。

(a) 会場監督官及び航空従事者試験官の指示に従わないとき。

(b) 不正行為があると認められたとき。

(オ) 試験当日の持ち物、筆記用具等については当局及び CBT 事業者の HP 等で確認してください。

4. 学科試験の合否の判定

70 パーセント以上正解したものを合格とする。

5. 学科試験の結果の通知

地方航空局は、「学科試験結果通知書」を作成し、合格、一部合格又は不合格の試験結果を受験者に通知する。

6. やむを得ない場合における合格通知日の取扱い

学科試験の結果が合格であるものについて、天災地変その他やむを得ない理由により学科試験の合格の通知があった日から2年(規則第48条の各号に該当する場合は5年)以内に実地試験を受けることができない場合であって、その影響の大きさ等を勘案して安全政策課長が必要と認めるときは、合格通知日を当該通知日の翌日から起算して六月を超えない範囲内で読み替えの措置を行うことができる。

航空従事者学科試験科目及び試験時間

国土交通省航空局安全政策課

飛－飛行機、回－回転翼航空機、滑－滑空機、船－飛行船

令和8年7月期より適用

資 格	試 験 科 目 及 び 時 間				
定期運送用操縦士 (飛回船)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
准定期運送用操縦士 (飛)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
事業用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	空中航法 40分	
自家用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑) 動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑) 上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	空中航法 40分	
航空通信士	航空気象 40分	構造 20分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
一等航空士	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	構造 40分	航空通信 40分
二等航空士	空力 40分	機体 40分	航空法規 40分	発動機 40分	電子装備品等 40分
航空機関士	航空通信 40分	空中航法 40分	航空気象 40分	空中操作 40分	
一等航空整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 80分	(タ)(ピ)発動機 80分	電子装備品等 80分	
二等航空整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 60分	電子装備品等 60分	
二等航空整備士 (滑) 動力	航空法規等 40分	機体 60分	発動機 60分		
二等航空整備士 (滑) 上級	航空法規等 40分	機体 60分			
一等航空運航整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		
二等航空運航整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		
二等航空運航整備士 (滑) 動力	航空法規等 40分	機体 60分	発動機 50分		
二等航空運航整備士 (滑) 上級	航空法規等 40分	機体 60分			
航空工場整備士	航空法規等 40分	航空工学 60分	専門 70分		
航空英語能力証明	航空英語の聞き取り 40分				
計器飛行証明	計器飛行一般 40分				
操縦教育証明	操縦教育一般 80分				
運航管理者	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
	施設 20分				

X I 実地試験

実地試験

1. 実地試験の実施の管轄区分

実地試験の実施の管轄区分は原則として次のとおりとする。

- (1) 本省において実地試験を実施する技能証明の資格等
 - (ア) 定期、准定期運送用操縦士
 - (イ) 一、二等航空士
 - (ウ) 航空機関士
 - (エ) 一等航空整備士（飛）
 - (オ) 一等航空運航整備士（飛）
 - (カ) 上記資格に係る技能証明の限定変更
 - (キ) 操縦士（飛）の資格で型式限定を必要とする限定変更
 - (ク) 運航管理者技能検定
 - (ケ) 上記以外の資格等であって、本邦外で実地試験を実施するもの。
- (2) 地方航空局において実地試験を実施する技能証明の資格等
 - (1)以外の資格等の実地試験は実地試験受験申込書を受理する地方航空局において実施する。この場合、実地試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局と実地試験受験申込書を受理した地方航空局が異なる場合には、後者の地方航空局が前者の地方航空局に「技能証明等実地試験依頼書」（要領様式5）をもって試験を依頼する。
- (3) 本省又は地方航空局は、(1)又は(2)の管轄区分の実地試験を実施することができない場合には、実施の管轄区分にかかわらず他の地方航空局又は本省に実地試験の実施を依頼することができる。依頼する場合には、「技能証明等実地試験依頼書」を送付する。

2. 実地試験の実施計画と通知

- (1) 実地試験の実施計画は、毎月作成するものとし、本省にあっては首席航空従事者試験官が、地方航空局にあっては先任航空従事者試験官が受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに提出された実地試験受験申込書の受験希望日に基づいて前月の25日頃までに作成する。

(2) 実地試験の実施計画に基づき、実地試験を実施する航空従事者試験官は、受験者に実地試験の実施期日、場所その他必要事項を速やかに通知する。

3. 実地試験の実施

(1) 航空従事者試験官は、操縦士資格にあつては「実地試験実施基準」及び「実地試験実施細則」に基づき、また、整備士資格にあつては「航空整備士実地試験要領」に基づき、厳正かつ公平に試験を実施し、その合否を判定しなければならない。

(2) 実地試験は、試験官の「官執勤務時間内」に実施することを原則とする。

4. 実地試験受験申込書の効力

(1) 次の理由により、実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは実地試験は中止とし、延期することができる。この場合、「実地試験受験申込書」（規則様式第19号の2）は有効とする。

- ① 航空従事者試験官が試験のための行動を開始するときまでに「実地試験受験延期願」（要領様式8）を首席又は先任航空従事者試験官に提出し、認められた場合
- ② 天候不良
- ③ 使用機の故障
- ④ 航空従事者試験官の不慮の事故等による諸都合
- ⑤ その他止むを得ないと認められる場合

(2) 次の理由により、実地試験を実施できなかったときは実地試験を行わなくても不合格と判定する。この場合、「実地試験受験申込書」は失効する。改めて実地試験を受けようとする場合は7項に基づき手続きを行う。

- ① 欠席
- ② 遅刻
- ③ 受験辞退
- ④ 受験資格等の不備

5. 実地試験受験の延期

(1) 実地試験の受験を延期しようとする者は、実地試験の実施計画が策定された後、試験官が試験のための行動を開始する前までに、別に定める「実地試験受験延期願」を提出しなければならない。

① 「実地試験受験延期願」には、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を添付しなければならない。

② 実地試験の延期が認められた者は、受験希望月の前月 15 日（開庁日必着）までに、別に定める「実地試験受験申込書（再申込者用）」（要領様式 10）を提出しなければならない。

(2) 4 項(1)中②③④⑤の理由により中止となった試験を改めて実施する場合は、首席又は先任航空従事者試験官が関係者と調整のうえ、実施日を決定する。

6. 実地試験の再受験

(1) 再実地は、実地試験で不合格と判定された者及び 5 項(2)の理由で実地試験を受けなかった者が再度実地試験を受験する場合をいう。

(2) 学科試験に合格した者が、再実地試験を受けることのできる期間は、学科試験結果通知日から起算して 2 年（規則第 48 条の各号に該当する場合は 5 年）以内に限られる。

(3) 再実地を受けようとする者は、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を首席又は先任航空従事者試験官に提出しなければならない。

(4) 首席又は先任航空従事者試験官は、訓練計画書を審査し、必要に応じて担当教官又は監督者から事情を聴取したうえで、再実地の妥当性についての可否を行う。

(5) 実地試験で不合格と判定された者は、その実地試験不合格通知書の発行日より 2 ヶ月以内に限り、当該実地試験の申請添付書類の一部返還を求めることが出来る。その場合、「実地試験の申請添付書類の返還希望書」（要領様式 11）に不合格通知書の写し及び住所、氏名等を記載した A 4 判の返信用封筒（書留相当の切手を貼付）を添えて、実地試験の実施を管轄した機関に提出すること。

7. 実地試験終了後の処置

- (1) 航空従事者試験官は、実地試験後、速やかに判定を完了し、「実地試験成績報告書(調書)」を作成する。
- (2) 航空従事者試験官は、4項(1)中②③④⑤の理由により実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは、別に定める「実地試験(中止・不合格)報告書」(要領様式6)に中止した理由と所要事項を記入し、実地試験成績報告書(実地試験の一部を行った場合に限る。)とともに、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (3) 航空従事者試験官は、4項(2)中①②③④の理由により不合格としたときは、「実地試験(中止・不合格)報告書」を不合格とした理由と所要事項を記入し、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (4) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を不合格とした場合は「実地試験不合格通知書」を受験者に交付する。
- (5) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を合格とした場合は返信用封筒、写真及び記載事項を確認のうえ、合格年月日を記入し、「実地試験成績報告書」に添えて提出するものとする。
- (6) 1項(2)及び(3)により他局からの依頼による実地試験を実施した航空従事者試験官は当該実地試験を依頼した首席又は先任航空従事者試験官に「実地試験成績報告書」(様式7)を送付する。

本邦外実地試験の受験希望者に対する取扱いについて

1. 新形式航空機の導入等に伴い、実地試験を受けようとする者については、受験希望年度の前年度の5月末までに予算概算要求書を作成するために必要な資料を提出すること。
2. 新年度に実地試験を受けようとする者については、毎年1月15日までに、新年度内の受験計画書を提出すること。
3. 本邦外実地試験については、試験官の外国出張発令の準備にかなりの期間を要するので、受験月の2か月前頃から本省と調整のうえ、前月10日までに本邦外実地試験実施依頼書を提出すること。
なお、実地試験申請をする際は、通常の実地試験手数料のほかに、航空法関係手数料令第8条の規定による本邦外手数料相当の収入印紙を貼付した別添様式による納付書を提出すること。
4. 実地試験の一部をシミュレータにより国内で受験し、その他の実地試験を本邦外で受験しようとする者の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 実地試験受験申込書の「受験希望地」欄に、シミュレータの受験希望地、受験希望年月日を記入し、余白に実機に係る同内容を記入する。
 - (2) シミュレータによる試験に合格後、本邦外で実機による実地試験を受けようとする場合には、3に定める取扱いを行うものとする。
 - (3) シミュレータによる試験を受験する者は、3か月以内に実機による実地試験を受けなければならない。
5. 実地試験受験申込書及び本邦外手数料の納付書に貼付される収入印紙は、提出する際には消印されたものであってはならない。

本邦外受験手数料の納付書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所

氏 名

の資格に係る実地試験を本邦外で受験するため
実地試験手数料を下記のとおり納付いたします。

記

資格区分	新規・限定変更（該当を○で囲む）
受験機種	
受 験 日	年 月 日

金 円 （実地試験地： ）

収 入 印 紙 (消印しないこと。)
